

マイナンバーカードを 貸出証として利用できます

岐阜県図書館では、総務省が推進する「マイキープラットフォーム構想」の実証事業に参加し、マイナンバーカードを貸出証として利用できるサービスを実施しています。

1 事業概要

総務省が実証事業として構築したクラウド型の共同システムを活用することで、利用希望者は、マイナンバーカードがあれば、貸出証を持参しなくても資料の貸し出しを受けることができます。
※マイナンバーカードの個人番号を使用するのではなく、ICチップの空き領域を利用しています。

〔利用するための手続き〕

- ・ 岐阜県図書館で貸出証の交付を受けてください。未交付の場合は利用者登録が必要です。
- ・ マイナンバーカードを住民票のある市町村で取得してください。
- ・ マイナンバーカードを貸出証として利用できるようにするために、ご自宅のパソコン等からマイキーIDを作成してください。
- ・ マイキーIDを作成したマイナンバーカードと貸出証を県図書館へ持参し、マイナンバーカードが貸出証として利用できるよう手続きしてください。

2 実施期間

平成30年2月1日（木）～（終期末定）

3 利用場所

岐阜県図書館 2階 第3カウンター

※今回は試行的な取組みのため、1階のカウンターではマイナンバーカードは利用できません。

4 その他

マイナンバーカードの取得については、住民票のある市町村にお問い合わせください。

マイキーIDの作成・登録については、県情報企画課（058-272-8153）にお問い合わせいただくか、マイキープラットフォームのサイト（<https://id.mykey.soumu.go.jp/mykey/html/MKCAS010.jsp>）をご覧ください。

【マイキープラットフォーム構想の概要】

マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを1枚で対応できるようにし、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的とした事業。

